

COPY

医療機器修理区分変更許可書

氏名又は名称 山下医科器械株式会社

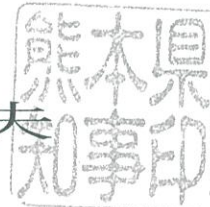
令和 4 年 6 月 23 日付けで申請のあった修理区分の変更を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 4 年 7 月 1 日

熊本県知事

蒲島

郁夫



特定保守管理医療機器に係る修理区分

： 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分：

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連